

令和 7 年 10 月 14 日

不動産・建設経済局建設業課

「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和 6 年度）」 の結果を公表

～建設企業の休日の取得状況等について集計～

建設業の働き方改革を推進するにあたって、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和 6 年度）」を実施しました。今般、その結果をとりまとめましたので、公表します。

〔調査の概要〕

調査対象：＜建設企業＞建設業法第 27 条の 37 の規定に基づく届出団体
（116 団体）の各団体会員企業

：＜発注者＞不動産、運輸・交通、住宅業界等の民間企業

調査時点：令和 7 年 1 月 1 日現在（令和 5 年 12 月以降に請け負った工事）

調査項目：主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組 など

回答企業数：＜建設企業＞1,602 社

＜発注者＞66 社

〔主な調査結果〕

○建設企業の休日の取得状況に関し「4 週 8 休」とする割合は、技術者は前年度比 7.4 ポイントの増加（28.6%）、技能者は前年度比 3.6 ポイントの増加（29.4%）など、改善傾向がみられた。一方で両者とも最も多い回答は「4 週 6 休程度」だった。

○月平均の残業時間が「45 時間未満」の企業は、技術者は 86.6%、技能者は 88.9%であった。

○民間発注者について、物価変動に対応する契約変更条項がある発注工事は前年度比 10.9 ポイントの増加（66.1%）となった。また、実際に受注者に対し契約変更協議を行った発注者は、前年度比 9.2 ポイント増加し 75.5%にのぼった。

※調査結果の詳細は以下のページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00048.html

【問合せ先】

不動産・建設経済局建設業課 井上、寺田、一木

代表：03-5253-8111（内線 24758）、直通：03-5253-8277